

今後の日本の中絶制度は どうあるべきか

神田女学園高等学校 高校2年

◇目次

1. はじめに

- 1-0. 言葉の定義
- 1-1. 研究の目的
- 1-2. 研究の動機

2. 研究方法

3. 日本の中絶の歴史

- 3-0. 日本の中絶条件
- 3-1. 墮胎罪
- 3-2. 優生保護法
- 3-3. 母体保護法

4. 世界の中絶

- 4-1. 中絶に寛容な国
- 4-2. 中絶は許されているが条件が厳しい国
- 4-3. 中絶をすることが許されていない国

5. アンケート結果

- 5-0. 概要
- 5-1. 障害の有無と中絶
- 5-2. 高校生と女性の先生が考える日本の中絶の条件
- 5-3. 経口中絶薬の承認と中絶

6. インタビュー

7. まとめ

8. ホワイトリボン

9. おわりに

- 9-1. 結論
- 9-2. 今後の展開

1. はじめに

1-0. 言葉の定義

この論文において、人工妊娠中絶とは『胎児が、母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその付属物を母体外に排出すること』¹のことを指し、以下「中絶」と記す。

1-1. 研究の目的

現在、世界では年間約7300万件、日本では年間約14.5万件の中絶が行われている。現在の日本では、明治時代からある墮胎罪によって人為的に胎児を母体外に排出する行為を禁止しているにも関わらず、1948年に制定された優生保護法、1996年に制定され現在まで続く母体保護法によって中絶は合法化されている。墮胎罪と母体保護法の2つの法律は矛盾しているのではないか。

そこで本研究では、中絶に寛容な国・中絶をすることが許されているが条件が厳しい国・中絶をすることが許されていない国のメリット・デメリットをそれぞれ海外の国を例に挙げて比較する。そのうえで現在の日本の良い点や改善点を明らかにし、今後の日本の中絶制度はどうあるべきなのかを提案する。

1-2. 研究の動機

2022年6月24日、アメリカ連邦最高裁判所は「中絶は憲法で認められた権利だ」とする判決を覆した。これに伴い、アメリカの約半数の州が中絶を禁止した。私はこのニュースを見て、先進国として名が知られているアメリカでなぜこのような判決が下ったのか、また、なぜジェンダー平等と言われている現在に、女性の権利である中絶が禁止とされたのか疑問に思った。そこで中絶について調べたところ、ここ近年で中絶は女性の権利だからと中絶が許された国とアメリカのように中絶が禁止された国があることがわかった。また、日本の中絶制度が曖昧であるということを知った。これらのことから、私は今後の日本の中絶制度はどうあるべきかを研究しようと思った。

2. 研究方法

第3章では、文献調査により、現在の日本の中絶の条件、現在の日本の中絶の条件になるまでの歴史を法律ごとに辿る。さらに、ニュースサイトから調べたそれぞれの法律に関わるニュースを取り上げる。

第4章では、Web上の資料から調べた中絶に寛容な国・中絶をすることが許されているが条件が厳しい国・中絶をすることが許されていない国のメリット・デメリットをそれぞれ例を用いて比較する。

第5章では、現在の日本の中絶と4章で述べるそれぞれの国の特徴をもとに、神田女学園に在籍する高校生と女性の先生方を対象に無記名で行ったアンケートの結果と考察を述べる。

¹ 引用元: “じんこう-にんしんちゆうぜつ【人工妊娠中絶】”, デジタル大辞泉(小学館), ジャパンナレッジSchool, <https://school.japanknowledge.com>, (参照日: 2023/12/8)

3. 日本の中絶の歴史

3-0. 日本の中絶条件

現在日本では、母体保護法により、条件はあるが満22週未満の中絶が認められている。中絶適応条件は次の2つである。1つ目は、妊娠の継続または分娩が、身体的または経済的な理由により母体の健康を著しく害する場合。2つ目は、暴行や脅迫によって抵抗や拒絶できない間に強姦されて妊娠した場合だ。明治大学法学部教授 石井美智子『医の倫理の基礎知識2018年版 母体保護法とその問題点』²によると、日本の中絶の99.9%が1つ目の理由で行われているという。なぜなら1つ目の理由に、妊娠の継続または分娩することが生活に重大な経済的支障を及ぼし、その結果母体の健康が著しく害されるおそれのある場合の理由も含まれるからである。つまり、胎児が障害を持つなどの問題を抱えていて、分娩または出産することが生活に支障を及ぼす場合に中絶をして良いと書かれているということだ。また中絶を行うためには、本人と配偶者の同意を得なければならない。

3-1. 墮胎罪

墮胎罪は日本で最初に中絶について明記された法律で、1880年(明治時代)に制定され現在も存在する。墮胎罪とは自然の分娩期に先だって、人為的に胎児を母体外に分離・排出させる行為(墮胎)を処罰する罪のことで、墮胎罪では中絶をした女性と提供者が罪に問われ、女性の同意がある場合でも3ヶ月以上 5年以下の懲役に処せられる。墮胎罪制定後の時代は「産めよ、殖やせよ」という時代だったため、産児調節(避妊)を広めようとした運動家の加藤シヅエさんの産児調節相談所が閉鎖を命じられたり、中絶をした女優の志賀暁子さんが逮捕されるということもあった。

最近の日本において、中絶は母体保護法によって保護されているため、墮胎罪で逮捕されたという事件はあまり聞かないだろう。しかし、「墮胎罪で逮捕された」と報道されていないだけで墮胎罪に関係する事件は日本でも起きている。その1つが、2020年5月に起きた22歳のベトナム人実習生が墮胎薬を服用し、トイレに乳児を排出したとして逮捕された事件だ。彼女は、「技能実習生の身分で妊娠したとなれば、ベトナムに帰されてしまうことから墮胎することにした」と話した。³さらに、朝日新聞の記事を調べると、乳児の殺害や死体遺棄などで逮捕されたという誰しもが一度は目にしたことがあるだろうニュースが出てくる。2021年12月27日の朝日新聞の記事⁴によると、乳児の殺害や死体遺棄、個人輸入した中絶薬を使用し中絶するなどの事件が起きる背景には、中絶をするのに高い費用がかかることや手術台への恐怖、配偶者の同意が必要なこと、墮胎罪があることが関係しているという。しかし、テレビなどのマスメディアでは「乳児の殺害・死体遺棄」などと外側だけが報道されるため、このような女性たちは世間から犯罪者として糾弾される。このように情報の届いていない女性だけが犯罪者として扱われるのは正しいのだろうか。

² 石井美智子「医の倫理の基礎知識 2018年版 母体保護法とその問題点」、『日本医師会』

https://www.med.or.jp/doctor/rinri/i_rinri/d05.html (参照: 2023年12月8日)

³ 塚原久美「ベトナム人実習生の「墮胎容疑」問題について」<https://okumi.hatenablog.com/entry/2020/05/28/143124> (参照: 2023年12月8日)

⁴ 朝日新聞、2021-12-27、夕刊、5ページ、「(取材考記)「産めない」…選択は高額手術のみ、法の問題も放置 飲む中絶薬、女性の不安拭う一歩に」、田中聡子
朝日けんさくくん <https://kensaku.asahi.com/> (参照: 2024年1月18日)

3-2. 優生保護法

優生保護法はそれまでの墮胎罪と方針を180度変えた法律だ。優生保護法は、優秀な人類だけを後世に残そうとする考えである優生思想をもとに1948年に制定された。優生保護法の制定時、結婚ブームと戦後だったことによる戦地からの帰還兵や引揚者があいまって人口が急増した。政府は、人口急増による食糧不足を危惧し、人口抑制のため中絶を合法化した。そしてその翌年、経済的理由による中絶を可能とした。

朝日新聞2023年10月11日、11月2日朝刊⁵によると、優生保護法において、優生思想に基づいて不妊手術を受けたとして、国に対して損害賠償を求める訴訟が各地で起こされている。しかし、国は20年経つと損害賠償権が消える除斥期間の適用を主張していて、現在も判決が決まっていない裁判もある。

3-3. 母体保護法

母体保護法は1996年に制定され、現在まで続く法律だ。母体保護法は、優生保護法が経済的理由による中絶を可能としたことで、世界中から非難を浴びたため改定された法律で、この法律は優生保護法から優秀な人類だけを後世に残そうとする優生思想の部分を除いた法律である。中絶に関する内容は優生保護法から1つも変わっていないため、中絶は認められている。

4. 世界の中絶

4-1. 中絶に寛容な国

中絶に寛容な国の例としてスウェーデンを挙げる。

スウェーデンでは、1938年に初めて中絶が合法化された。現在は、1974年の中絶法により妊娠満18週まではいかなる理由であっても中絶の選択は女性にあり、妊娠18週以降の中絶は胎児または母親の健康に問題がある場合のみという条件付きのもと国家福祉委員会の許可があれば中絶をすることができる。だが基本的には妊娠22週以降の中絶は認められていない。

Academic Accelerator『スウェーデンの中絶 Abortion In Sweden』⁶によると、スウェーデンの主な目標は中絶の数を減らすことではなく、すべての子供が生まれることを望むことだという。また他の北欧諸国と比較すると、スウェーデンは中絶の数が多く、若い親の数が少ない一方で、総人口に対する妊娠の数は他の北欧諸国とほぼ同じだそうだ。

⁵ 朝日新聞、2023-10-11、朝刊、淡路・1地方、23ページ、「「2人目ほしいね」、何も知らず逝った夫 強制不妊訴訟、原告が訴え」、黒田早織

朝日新聞、2023-11-2、朝刊、2地方、24ページ、「強制不妊、大法廷審理へ 除斥期間「20年の壁」争点に」、遠藤隆史 朝日けんさくくん <https://kensaku.asahi.com/> (参照: 2023年12月19日)

⁶ Academic Accelerator「スウェーデンの中絶 Abortion In Sweden」
<https://www.google.com/url?q=https://academic-accelerator-com.webpkgcache.com/doc/-/s/academic-accelerator.com/en/cyclopedia/jp/abortion-in-sweden&sa=D&source=docs&ust=1701992389230864&usg=AOvVaw2XsE3XRDWYTvyvMPZ5Z2z2>
(参照: 2023年12月8日)

4-2. 中絶は許されているが条件が厳しい国

中絶は許されているが条件が厳しい国の例としてポーランドを挙げる。

ポーランドでは、何回もの法改正があったが1996年に経済的理由による中絶が認められた。しかし2020年10月にポーランド憲法裁判所は、優生学的理由による中絶は胎児の健康を理由に差別し、憲法第38条で保護される生存に対するあらゆる人権を侵害するという判決を下した。つまりレイプ、近親相姦、母親の健康と生命への脅威があった場合以外の中絶は禁止されたということだ。

この法改正を受けて、中絶ができないことを理由に妊婦が死亡した事件がいくつもある。その1つが、妊娠22週の妊婦が破水して入院した際、胎児に異常が見つかったが、胎児が活着している間は中絶ができず、母体の感染症が悪化し胎児死亡を待っている間に妊婦が亡くなったことだ。他にも優生学的理由による中絶が禁止になったことで死亡した妊婦の例がいくつもあるそうだ。

4-3. 中絶をすることが許されていない国

中絶をすることが許されていない国の例としてニカラグアを挙げる。

ニカラグアでは、2006年11月以前は女性と3人の医師が同意する限り治療を目的とした中絶は法律で認められていた。しかし11月に行われた総選挙に先立って、国会は中絶をさらに制限する法案を可決した。

この法改正で国際的に注目を浴びたのが「ローザ」という9歳の少女の事件だ。少女は2003年に児童性的虐待の結果妊娠した。少女の家族は当時住んでいたコスタリカで中絶を反対されたためニカラグアに帰国し中絶手術を受けた。しかしその後、保健大臣はこの手術が犯罪行為であると宣言し関係者を告発すると脅した。一方司法長官は中絶は少女の命を救うために行われたもので法律には違反していないと述べた。この事件を受けてニカラグアでは中絶法に関する激しい議論が起きた。

いくつかのサイトによると、キリスト教のカトリックでは、「誕生しているかどうかに関わらず生命は全て神聖なものであり、胎児も含め罪のない人間の命を奪うことは道徳的に誤っている」という考えがある。ニカラグアではキリスト教を信仰している人が多いため、現在のような中絶法になったと思われる。

5. アンケート結果

5-0. 概要

以下で2023年12月、神田女学園中学校高等学校の女性の教員・高校の生徒106名を対象に行ったアンケートの結果を分析する。

5-1. 障害の有無と中絶

2-0で述べたように、日本の中絶の99.9%が子供に障害があるからなどの理由であるということから、「もし妊娠した子供に障害があるとわかったらあなたはどのようにするか」という質問をした。その結果、「中絶をする」と回答した人50% (53人)、「そのまま妊娠を継続する」と回答した人が50% (53人)で半数ずつという結果になった。

一方で、「障害があるからという理由で中絶ができる法律についてどう思うか」という質問に対しては、84.9% (90人) が「いる」と回答した。その理由として、「障害を持つ子を育てるほうが費用や時間がかかる」、「障害を持つからという理由で虐待を受けるかもしれない」、「子供を育てられるか不安」という意見が挙げられた。「ない」と答えた人の理由として、「障害があるからという理由で中絶をするのは無責任」、「子供がほしいと望んで妊娠したのだから」、「一つの命だから」という意見が挙げられた。

私は「いる」と回答した人の理由で多く挙げられた、障害を持つ子を育てるほうが費用や時間がかかる、障害を持つからという理由で虐待を受けるかもしれないという意見が実際はどのようなのか疑問に思い調べた。たんの吸引や人工呼吸器を使用しているなどの医療的ケアが必要な子供（以下「医療的ケア児」と記す）の費用や時間の面において、『厚生労働省 医療的ケア児者とその家族の生活実態調査報告書』⁷によると、医療的ケアに必要な費用で圧迫される、子供の側から離れられない、学校以外に預け先がないため仕事ができない、手当があるが所得制限があるなどの困りごとがあるそうだ。そこで日本は、医療的ケア児を子育てする家庭の負担を軽減するために、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことが明記されている「医療的ケア児支援法」を制定した。障害を持つ人への手当は、障害を持つ子が20歳未満の時に貰える特別児童扶養手当や障害児福祉手当、20歳から貰える障害者年金などがある。また『厚生労働省 障害者虐待事例への対応状況等 調査結果について』⁸によると、介護疲れなどの理由から障害を持つ人の約68%が家族や兄弟からの虐待を受けたという。さらに、家族などだけでなく障害者福祉施設従事者などからの虐待もあり、障害を持つ人への虐待は健常者と違い、幼少期などだけでなくことがわかる。なお、この資料において『「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。』と定義されている。以上のことから、障害を持つ子を育てるほうが費用や時間がかかるということがわかるが、これらの資料からは障害も持つからという理由で虐待が多いとは言えない。

5-2. 高校生と女性の先生が考える日本の中絶の条件

日本の中絶の条件が曖昧なことから、4章で例に上げた国を参考にし、「日本の中絶の条件を具体的にするとどれがいいか」という質問をした。選択肢は以下の通りである。

①理由に関係なく、一定期間なら中絶ができる（スウェーデン参考）、②自分の意志と関係なく妊娠した場合（犯罪）のみ、一定期間なら中絶ができる（ポーランド参考）、③どのような理由であっても中絶はできない（ニカラグア参考）

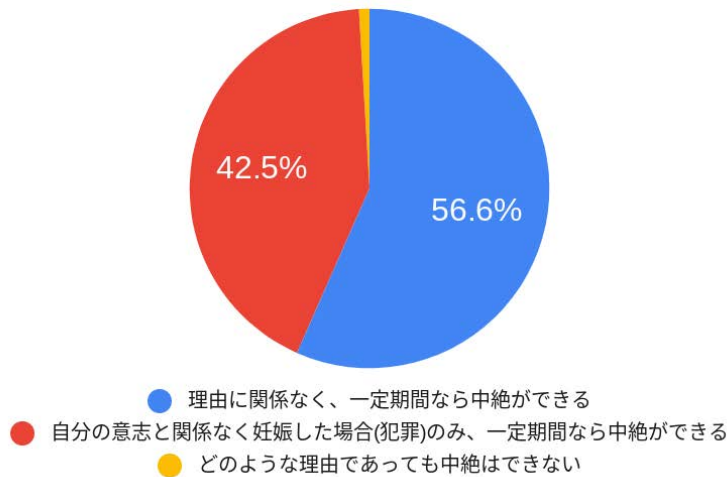
その結果、図1のようになった。

⁷ 厚生労働省「医療的ケア児者とその家族の生活実態調査報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653544.pdf> (参照: 2023年12月20日)

⁸ 厚生労働省「障害者虐待事例への対応状況等 調査結果について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001110996.pdf> (参照: 2023年12月20日)

今後、中絶の条件を具体的にするならどれがいいですか？

106件の回答



[図1]

「理由に関係なく、一定期間なら中絶ができる」と回答した人の理由には、「中絶は女性の権利だから」、「望んでいない妊娠で生まれた子供を虐待などの事件から守るため」、「生まれる子供が望まれてほしいから」という意見があった。

「自分の意志と関係なく妊娠した場合(犯罪)のみ、一定期間なら中絶ができる」と回答した人の理由には、「自分の意思で妊娠したのなら責任を持って育てるべき」、「自分の意思に反して妊娠した子供を愛せない」などの意見があった。

「どのような理由であっても中絶はできない」と回答した人の理由には、「胎児が可哀想」という理由があった。

以上のことから中絶に対する条件がこうあるべきとは言えないが、神田女学園に在籍する高校生と女性の先生方の多くが、今後も日本で中絶をすることができることを望んでいると言える。

次に、「配偶者の同意が必要ということについてどう思うか」という質問をした。その結果、約60%の人が「配偶者の同意はいらない」と回答した。その理由として、「産むのは女性なのだから女性の同意だけでいい」、「配偶者(相手)がわからなかったりDVの可能性があるから」という意見が多く挙げられた。

「配偶者の同意は必要」と回答した約40%の人の理由として、「二人の子供だから、女性だけでなく相手の意見も聞くべき」という意見が挙げられた。

私は「配偶者の同意はいらない」と回答した人の理由で多く挙げられた、配偶者がわからない可能性があるからという意見は実際にどうなのか疑問に思い調べた。母体保護法第14条⁹によると、『配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる』と書かれているため、配偶者がわからないときは本人の同意のみで中絶することができる。ただし、母体保護法において配偶者とは、『届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む』と定義されている。また、この結果から海外では配偶者の同意が必要なのか疑問に思い調べた。Center for Reproductive Rights『The

⁹ 厚生労働省「母体保護法(◆昭和23年07月13日法律第156号)」

<https://www.mhlw.go.jp/web/t.doc?dataId=80120000&dataType=0&pageNo=1>(参照: 2024年1月14日)

World's Abortion Laws¹⁰によると、2023年12月現在、配偶者の同意が必要な国は日本、台湾、インドネシア、トルコ、シリア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イエメン、モロッコの9カ国・地域のみだそうだ。さらに、毎年、経済・教育・健康・政治における男女間のジェンダー・ギャップを評価し、ランキングにしている世界経済フォーラム『Global Gender Gap Report 2023』¹¹によると、日本のジェンダーギャップ指数は世界146カ国中125位ととても低く、東アジア及び太平洋にある国々の中においても一番低いことがわかる。4分野の中で特に、政治的エンパワーメントが低い。これらのことから、日本は他の先進国に比べ女性の立場が低いため、未だに配偶者の同意が必要なのだと私は考える。

5-3. 経口中絶薬の承認と中絶

5-3-1. 経口中絶薬の承認

2023年4月、日本は経口中絶薬の使用を承認し、妊娠初期の中絶の選択肢が増えた。厚生労働省の資料^{12,13}によると、2024年1月現在、日本では経口中絶薬の使用は妊娠満9週以下の人に対し、母体保護法指定医師のみが使用することを許可されている。

経口中絶薬が承認されるまでの日本では、外科的手術による中絶方法しかなかったため、身体的な負担が大きかった。特に日本での主流の方法である搔爬法(子宮の内容物を搔き出す方法)は大きな痛みが伴うため、WHOは『安全な中絶 医療保健システムのための技術及び政策の手引き 第2版』¹⁴において、もう1つの外科的手術の方法である吸引法(機械で吸い出す方法)に切り替えるべきだと言っている。さらに、WHOはこの資料で

安全で効果的な中絶方法の中からの女性の選択を尊重することは、医療サービス提供における重要な価値観です。選択できる方法は医療保健システムの能力を反映しますが、どんなに資源に制約がある医療保健システムも、薬剤による中絶及び手動の真空吸引法を提供できなければなりません。これらの中絶方法の選択肢を提供できない場合には、最低限、推奨される中絶の方法のうち、一つが常に利用可能でなければなりません。真空吸引及び中絶用の薬剤は、自然流産及び安全でない中絶による合併症を患う女性を治療するためにも、幅広く利用可能でなければなりません。

と述べている。日本の主な中絶の方法が搔爬法であることや、経口中絶薬の承認が近年であることから、日本の中絶方法は他国よりも遅れていることがわかる。

¹⁰ Center for Reproductive Rights「The World's Abortion Laws」

[https://reproductiverights.org/maps/worlds-abortion-laws/?indications\[1370\]=1370](https://reproductiverights.org/maps/worlds-abortion-laws/?indications[1370]=1370) (参照: 2023年12月21日)

¹¹ 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2023」https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2023.pdf (参照: 2023年12月25日)

¹² 厚生労働省「いわゆる経口中絶薬の個人輸入について」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojiinyunyu/050609-1c.html> (参照: 2023年12月30日)

¹³ 厚生労働省「いわゆる経口中絶薬「メフィーゴバック」の適正使用等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/topics/infertility_treatment_00001.html (参照: 2023年12月30日)

¹⁴ WHO「安全な中絶 医療保健システムのための技術及び政策の手引き 第2版」

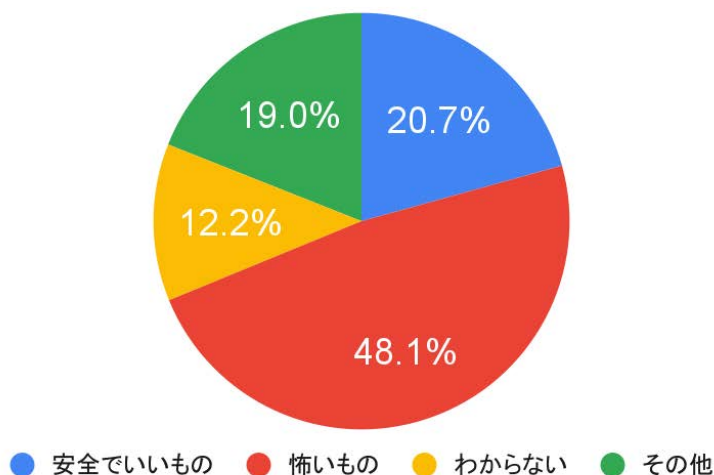
https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/70914/9789241548434_jpn.pdf?sequence=10 (参照: 2024年1月2日)

5-3-2. アンケート結果

経口中絶薬の承認を受けて、神田女学園の女性教員と高校生106名を対象に2023年12月「経口中絶薬についてどのようなイメージがあるか」と質問をした。その結果、図2のようになった。

中絶薬についてどのようなイメージがありますか？

106件の回答



[図2]

この結果から、経口中絶薬が承認されたものの「怖いもの」と思っている人が多く、新たな中絶の方法として普及していないことがわかる。さらに、「わからない」と回答した人が12.5%いることから経口中絶薬について知られていないことがわかる。これらのことから、日本にいる女性に対し、経口中絶薬のメリット・デメリットを含めた情報を伝える必要があると私は考える。

次に、「もし犯罪や脅迫によって妊娠したらあなたはどうか」という質問をした。そこで「中絶する」と回答した人にメリット・デメリットの乗った図3を提示した上で、中絶をするとしたら「経口中絶薬」と「中絶手術」のどちらがいいかという質問をした。

	長所	短所
経口中絶薬	<ul style="list-style-type: none"> 手術を受ける必要がないため、手術や麻酔による副作用がない。 費用は手術より比較的安価である。 	<ul style="list-style-type: none"> 中絶薬による副作用がある。 中絶完了まで3~4日かかり、失敗率7~8%ほどで不全流産になると追加の処置が必要になることがある。 妊娠9週以下までしか適用できない。
中絶手術	<ul style="list-style-type: none"> 15分ほどの短時間でほぼ確実に中絶できる。 妊娠22週未満まで手術可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 手術や麻酔薬による負担や合併症の可能性が生じる。 費用が中絶薬より高くなる。

[図3]¹⁵

¹⁵ たて山レディースクリニック「中絶ができる飲み薬「経口中絶薬」とは | 日本でも処方認可承認」

<https://tatecli.com/about/abortion-pill/#:.text=%E5%A6%8A%E5%A8%A0%E5%88%9D%E6%9C%9F%E3%81%AB%E4%B8%AD%E7%B5%B6%E3%81%8C%E5%A2%97%E3%81%88%E3%82%8B%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%AB%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82> (参照: 2023年12月31日)

その結果、約56%の人が「経口中絶薬」、約44%の人が「中絶手術」と回答した。このことから、今後は母体保護法指定医師のいる病院だけでなく全国の中絶ができる病院において、中絶手術と経口中絶薬の両方の選択肢を用意し、患者の要望やニーズに合わせて選べるようにすることが必要だと考える。

6. インタビュー

アンケートに回答して下さったアメリカ・ミネソタ州出身の女性の先生に、日本にいて感じた違和感についてインタビューをした。このインタビューを通して、私は日本人の考え方がまだまだ古いことを実感した。私が一番印象に残っているのは、配偶者の同意について話しているときに先生がおっしゃった「法律を作っているのが男だからでしょ？」という言葉だ。日本は「内閣に女性が何人入閣した」と女性の人数を強調して示すニュースが見られたり海外出身の先生が違和感を感じたりするほど遅れていることを実感した。さらに、先生は病院に行った際に「お子さんは何人いますか？」と聞かれたことがあると言う。先生は、この言葉を言われたときに女性は子供を産むのが当たり前という日本の考えが古いと感じたとおっしゃっていた。また、配偶者の同意について「2人の子供なのはわかるが、配偶者の同意があることで中絶をすることに躊躇してしまう人がいる」とおっしゃっていた。これらのことから日本は未だ男尊女卑の考えが残っており、それらが中絶に関することにも影響しているのだと私は考える。

7. まとめ

5-1より、障害の有無に関わらず妊娠した子供は産み育てたいと考えている人がいる一方で、障害を持つ子を育てることが負担になってしまうという理由で中絶をする人も多い。そして、実際に障害を持つ子を育てるほうが費用や時間がかかることがわかっている。このことから、日本は障害を持つ子を育てる親に対して支援をしているものの所得制限があったりと十分な支援でなく、今後支援について改善していく必要があると考える。

5-2・6章より、中絶の理由に関わらず日本において中絶をするという選択肢は必要だと思っている人が90%もいる。さらに、配偶者の同意が必要のない国が多いにも関わらず日本では配偶者の同意が未だに必要で、ジェンダーギャップ指数も低い。このことから、今後の日本において、中絶するという選択肢を残し続けるためにも、政治分野や職場の高いポジションに女性が進出できるようにすること、そしてそれが当たり前という考えのある国になっていけば配偶者の同意の部分においても変化していくと考える。

5-3より、日本は経口中絶薬を承認したものの存在がよく知られてなかったりまだ使える病院が限られていたり、失敗率が高いなどのデメリットもある。さらに、日本で主な中絶手術による中絶もWHOが提唱していない古く安全性に不安のある方法である。このことから、経口中絶薬に関しての情報をもっと発信すること、掻爬法から吸引法に切り替えることが求められる。そのうえで、多くの病院で経口中絶薬を使えるようにし、中絶の方法を患者のニーズに合わせて選べるようにすることが必要だと考える。

8. ホワイトリボン

これまでの章では中絶に関する制度がある国を比較し日本の中絶制度について述べたが、世界には安全でない中絶・出産によって健康や命を脅かされる女性たち、望まない妊娠や児童婚によって教育の機会を奪われている少女もいる。そこで、1999年にアメリカで女性の健康と権利の大切さを伝える国際的なシンボルマークとして「ホワイトリボン」が誕生した。女性の健康と権利のために活動する、日本で生まれた国際協力NGOであるジョイセフは2001年からホワイトリボンを推進している。さらにジョイセフは、3月8日の国際女性デーと連動させたチャリティーアクションとしてホワイトリボンランを作った。ホワイトリボンランでは、3月8日に向けて同じ公式Tシャツを着て世界の女性のために走り、ホワイトリボンの宣伝をしている。

この研究で行ったアンケートを通して、日本にいる女性は中絶の条件や経口中絶薬に関する情報に疎く、日本が他の国々と比べて遅れているという事実を知らないことがわかった。また、そのような情報が正確に届いていないのだと感じた。そのため、私は国際女性デーである3月8日のNCL AWARDにおいて、女性のSRHR(Sexual Reproductive Health and Rights: 性と生殖に関する健康と権利)の実現の重要性を伝えていきたいと考え、ポスターを制作している。そして、この論文を通して日本の現状を知り、考えるきっかけにしてほしいと思う。

9. おわりに

9-1. 結論

以上の研究から、現在の日本の中絶の良い点は何と言っても中絶をすることができるだろう。そして経済的な理由の中絶が可能なのも良い点と言える。図1を通し、多くの人に中絶する権利が求められていることを改めて実感した。さらに、経口中絶薬が承認され妊娠初期の中絶の方法の選択肢が増えたことも良い点だろう。一方で、中絶するのに高い費用がかかることや未だに配偶者の同意が必要なこと、中絶の条件が4章で例に挙げた国よりも曖昧なこと、主な手術による中絶方法が身体的負担の大きい掻爬法であることは課題点だと言えるだろう。さらに、様々な理由から中絶するのをためらった人が乳児の殺害、死体遺棄などの犯罪を犯すことに繋がっていることも課題点だろう。また中絶以外の部分において、障害を持つ子を育てる親への支援が十分でないことや政治分野における女性の力が他の国に比べて弱いこと、男尊女卑の考えがまだまだ残っていることも日本の大きな課題点であり、これらを解決することが日本の中絶制度をより良くすることにつながるだろう。

9-2. 今後の展開

今回の研究で行ったアンケートは、母数が少なく、女子校で行ったことで意見が偏っていると考えられる。そのため、今後の研究では幅広い年齢層かつより多くの人へのアンケートを実施したい。さらに、今回の研究で中絶の条件の具体化や改革をするためには、政治分野における女性の力が弱いという課題を解決する必要があるとわかった。そのため今後の研究では、日本の中絶を改革するために政治分野における女性の力を強めるにはどうすればいいのか、また日本の女性の力が弱い理由についてアプローチし研究を深めたい。

【参考文献一覧】

[1] 引用元: “じんこう-にんしんちゅうぜつ【人工妊娠中絶】”, デジタル大辞泉(小学館), ジャパンナレッジSchool, <https://school.japanknowledge.com>, (参照日: 2023/12/8)

[2] 石井美智子「医の倫理の基礎知識 2018年版 母体保護法とその問題点」
https://www.med.or.jp/doctor/rinri/i_rinri/d05.html (参照: 2023年12月8日)

[3] 塚原久美「ベトナム人実習生の『墮胎容疑』問題について」
<https://okumi.hatenablog.com/entry/2020/05/28/143124> (参照: 2023年12月8日)

[4] 朝日新聞、2021-12-27、夕刊、5ページ、「(取材考記)『産めない』…選択は高額手術のみ、法の問題も放置 飲む中絶薬、女性の不安拭う一歩に」、田中聡子
朝日けんさくくん <https://kensaku.asahi.com/> (参照: 2024年1月18日)

[5]・朝日新聞、2023-10-11、朝刊、淡路・1地方、23ページ、「『2人目ほしいね』、何も知らず逝った夫 強制不妊訴訟、原告が訴え」、黒田早織
・朝日新聞、2023-11-2、朝刊、2地方、24ページ、「強制不妊、大法廷審理へ 除斥期間『20年の壁』争点に」、遠藤隆史
朝日けんさくくん <https://kensaku.asahi.com/> (参照: 2023年12月19日)

[6] Academic Accelerator「スウェーデンの中絶 Abortion In Sweden」
<https://www.google.com/url?q=https://academic--accelerator-com.webpkgcache.com/doc/-/s/academic-accelerator.com/encyclopedia/jp/abortion-in-sweden&sa=D&source=docs&ust=1701992389230864&usq=AOvVaw2XsE3XRDWYTvyrMPZ5Z2z2> (参照: 2023年12月8日)

[7] 厚生労働省「医療的ケア児者とその家族の生活実態調査報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653544.pdf> (参照: 2023年12月20日)

[8] 厚生労働省「障害者虐待事例への対応状況等 調査結果について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001110996.pdf> (参照: 2023年12月20日)

[9] 厚生労働省「母体保護法(◆昭和23年07月13日法律第156号)」
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=80120000&dataType=0&pageNo=1 (参照: 2024年1月14日)

[10] Center for Reproductive Rights「The World's Abortion Laws」
[https://reproductiverights.org/maps/worlds-abortion-laws/?indications\[1370\]=1370](https://reproductiverights.org/maps/worlds-abortion-laws/?indications[1370]=1370) (参照: 2023年12月21日)

[11] 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2023」
https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2023.pdf (参照: 2023年12月25日)

[12] 厚生労働省「いわゆる経口中絶薬の個人輸入について」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojinyunyu/050609-1c.html> (参照: 2023年12月30日)

[13] 厚生労働省「いわゆる経口中絶薬『メフィーゴパック』の適正使用等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/topics/infertility_treatment_00001.html (参照: 2023年12月30日)

[14] WHO「安全な中絶 医療保健システムのための技術及び政策の手引き 第2版」

https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/70914/9789241548434_jpn.pdf?sequence=10 (参照: 2024年1月2日)

[図3] たて山レディースクリニック「中絶ができる飲み薬『経口中絶薬』とは | 日本でも処方認可承認」

<https://tatecli.com/about/abortion-pill/#:~:text=%E5%A6%8A%E5%A8%A0%E5%88%9D%E6%9C%9F%E3%81%AB%E4%B8%AD%E7%B5%B6%E3%81%8C,%E5%A2%97%E3%81%88%E3%82%8B%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%AB%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82> (参照: 2023年12月31日)

・塚原久美(2022)『日本の中絶』、筑摩書房

・Academic Accelerator「ポーランドの中絶 Abortion In Poland」

<https://academic-accelerator.com/encyclopedia/jp/abortion-in-poland> (参照: 2023年12月8日)

・Academic Accelerator「ニカラグアの中絶 Abortion In Nicaragua」

<https://academic-accelerator.com/encyclopedia/jp/abortion-in-nicaragua> (参照: 2023年12月8日)

・HAPPY WOMAN ONLINE「国際女性デー」

<https://happywoman.online/festa/iwd/> (参照日: 2024年2月4日)

・ホワイトリボン公式サイト

<https://white-ribbon.org/> (参照日: 2024年2月4日)